

令和8年度分市民税・県民税(国民健康保険税)申告書の書き方

○ 申告する必要がある人

令和8年1月1日現在、三木市内に居住している人は、原則として、前年中(令和7年中)の所得について、申告義務があります。ただし、次の①～④に該当する人は申告不要です。(※に注意)

- ① 所得税の確定申告書(令和7年分)を税務署に提出した人。
- ② 給与と所得のみの人で、勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出される人。(※1、2、4)
- ③ 公的年金所得のみの人で、年金事務所から市役所へ公的年金等支払報告書が提出される人。(※1、3、4)
- ④ 所得がなかった人で、親族の申告等で控除対象扶養親族とされている人。(※5)

- ※1) 会社への「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」等(年末調整)や、年金事務所への「公的年金等の扶養親族申告書」で、申告していない控除を適用する場合は、申告が必要です。
- ※2) 年末調整をした給与所得者で、給与以外の所得が20万円以下の場合、所得税においては通常、申告する必要はありませんが、市・県民税においては20万円以下の所得も申告しなければなりません。
- ※3) 公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等以外の所得が20万円以下のときは、所得税においては通常、申告する必要はありませんが、市・県民税においては20万円以下の所得も申告しなければなりません。
- ※4) 報酬・謝金・講演料・原稿料・印税などの雑所得または事業所得があった人で、所得税が源泉徴収されていたため確定申告をしない場合でも、市・県民税の申告はしなければなりません。
- ※5) 所得がなかった人でも、④に該当しない場合は、所得のない旨の申告が必要です。(申告書裏面17番に記入項目あり)

○ 申告書に添付する書類

《所得に関する書類》 所得を証明するものを添付します。具体例としては次のような書類があります。

給 与 … 給与の源泉徴収票 等
公的年金 … 公的年金等の源泉徴収票
業務、その他雑 … 個人年金の支払証明書、報酬・謝金・講演料・原稿料・印税などの支払調書 等
一時所得 … 生命保険契約満期(解約)返戻金の支払証明書 等
営業・不動産・農業 … 収支内訳書(一般用・不動産所得用・農業所得用)を作成し、添付してください。

《各種控除に関する書類》

控除の証明書・領収書等(次ページからの各控除の説明欄をご確認ください。)

○ 電子申告が開始されます

eLTAX(地方税ポータルシステム)から「マイナンバーカード」を利用して個人住民税に関する申告ができます。

詳細はこちら▶



○ 申告書は郵送でも受付しています

申告書の提出は可能な限り郵送での提出にご協力をお願いいたします。

○ 給与・公的年金収入の所得換算表

給与所得控除後の給与等の金額の計算式

給与収入金額	所得金額の算出方法	摘 要
～650,999	0	
651,000～1,618,999	収入金額－650,000	*A＝収入金額/4,000 (小数点以下切り捨て) ×4,000
1,619,000～1,619,999		
1,620,000～1,621,999		
1,622,000～1,623,999		
1,624,000～1,627,999		
1,628,000～1,900,000		
1,900,001～3,599,999	*A×70%－80,000	
3,600,000～6,599,999	*A×80%－440,000	
6,600,000～8,499,999	収入金額×90%－1,100,000	
8,500,000～	収入金額－1,950,000	

公的年金等に係る雑所得の計算式

公的年金以外の合計所得金額が1,000万円以下の場合

年齢区分	公的年金等の収入金額(A)	所得金額の算出方法
65歳未満 (S36.1.2以後生)	～1,299,999	(A)－600,000
	1,300,000～4,099,999	(A)×75%－275,000
	4,100,000～7,699,999	(A)×85%－685,000
	7,700,000～9,999,999	(A)×95%－1,455,000
	10,000,000～	(A)－1,955,000
65歳以上 (S36.1.1以前生)	～3,299,999	(A)－1,100,000
	3,300,000～4,099,999	(A)×75%－275,000
	4,100,000～7,699,999	(A)×85%－685,000
	7,700,000～9,999,999	(A)×95%－1,455,000
	10,000,000～	(A)－1,955,000

公的年金以外の合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合

年齢区分	公的年金等の収入金額(A)	所得金額の算出方法
65歳未満 (S36.1.2以後生)	～1,299,999	(A)－500,000
	1,300,000～4,099,999	(A)×75%－175,000
	4,100,000～7,699,999	(A)×85%－585,000
	7,700,000～9,999,999	(A)×95%－1,355,000
	10,000,000～	(A)－1,855,000
65歳以上 (S36.1.1以前生)	～3,299,999	(A)－1,000,000
	3,300,000～4,099,999	(A)×75%－175,000
	4,100,000～7,699,999	(A)×85%－585,000
	7,700,000～9,999,999	(A)×95%－1,355,000
	10,000,000～	(A)－1,855,000

1.2. 収入・所得金額（令和7年1月1日～令和7年12月31日までの期間について記入してください。）

営業等(ア)、(1)

……小売業、製造業、飲食業、建設業、サービス業、弁護士、医師、外交員、大工などの自由職業や漁業などの事業から生じた所得。（※計算につきましては、申告書裏面7番の『事業・不動産所得に関する事項』欄をお使いください。）

農業(イ)、(2)

……米・麦・野菜・花・果樹などの栽培、家畜などの育成・肥育・採卵又は酪農品の生産などの事業から生ずる所得。（※計算につきましては、農業所得整理表、収支内訳書をお使いください。）

不動産(ウ)、(3)

……貸家、貸事務所、貸室、アパート、貸ガレージ、貸宅地、借地権設定、ネオンサイン設置などによる所得。（※計算につきましては、申告書裏面7番の『事業・不動産所得に関する事項』欄をお使いください。）

利子(エ)、(4)

……公社債の利子、預貯金の利子、合同運用信託の収益の分配、公社債投資信託の収益の分配による所得。

配当(オ)、(5)

……株式又は出資の配当や協同組合などの剰余金の分配などの所得。（※計算につきましては、申告書裏面9番の『配当所得に関する事項』欄をお使いください。）

給与(カ)、(6)

……俸給、給料、賃金、賞与などの所得。（※源泉徴収票のない人は申告書裏面6番の『給与所得の内訳』、所得の計算につきましては、申告書の書き方の表紙を参考にしてください。）

雑所得(7)～(10)

①公的年金等(キ)

……年金、恩給などの所得。（※所得の計算につきましては、申告書の書き方の表紙を参考にしてください。）

②業務(ク)

……副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なもの。令和4年分以後の所得税において、業務に係る雑所得を有する場合で、その年の前々年分の業務に係る雑所得の収入金額が300万円を超える方は現金預金取引等関係書類を保存しなければなりません。

③その他(ケ)

……生命保険の年金（個人年金保険）、互助年金、暗号資産取引など、他の所得にあてはまらない所得。（※計算につきましては、申告書裏面8番の『雑所得に関する事項』欄をお使いください。）

総合課税の譲渡(コ)、(サ)、(11)

……土地の建物など分離して課税される資産以外の資産、車輛、船舶、航空機、機械、漁業権、特許権、著作権などの譲渡による所得。（※計算につきましては、申告書裏面11番の『総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項』欄をお使いください。）

一時(シ)、(11)

……贈与を受けた金品、懸賞当せん金品、競馬・競輪の払戻金、生命保険金などのような所得で営利を目的とする継続的行為から生じた所得でなく、労務や役務に対する報酬でもなく、資産の譲渡による所得でもないもので、一時的な性質を持っている所得。（※計算につきましては、申告書裏面11番の『総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項』欄をお使いください。）

3.4. 所得から差し引かれる金額に関する事項等

社会保険料控除(13)

……社会保険料・健康保険料・国民健康保険税(料)・長寿医療(後期高齢者医療)保険料・介護保険料・国民年金保険料などを支払った場合。(国民年金の保険料と国民年金基金の掛金については、支払った金額の証明書を添付するか、又は申告時に提示してください。)

小規模企業共済等掛金控除(14)

……小規模企業共済掛金及び心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合。（この控除を受ける場合は、支払った掛金の額の証明書を添付するか、又は申告時に提示してください。）

生命保険料控除(15)

(※旧制度：平成23年12月31日以前に締結した保険契約 新制度：平成24年1月1日以後に締結した保険契約)

一般生命保険料

……受取人のすべてを、あなたや、あなたの配偶者又は親族とする生命保険契約や生命共済契約について、あなたが支払った保険料や掛金がある場合。

※旧制度の場合は、一契約について支払った保険料や掛金が9,000円を超えるものについては、支払保険料や掛金の金額等の証明書を添付するか、又は申告時に提示してください。（年末調整の際に控除を受けたものは除く。）

※新制度の場合は、必ず、支払保険料や掛金の金額等の証明書を添付するか、又は申告時に提示してください。（年末調整の際に控除を受けたものは除く。）

介護医療保険料

……受取人のすべてを、あなたや、あなたの配偶者又は親族とする介護医療保険契約等について、あなたが支払った保険料や掛金がある場合。

※新制度のみ。必ず、支払保険料や掛金の金額等の証明書を添付するか、又は申告時に提示してください。（年末調整の際に控除を受けたものは除く。）

個人年金保険料

……年金の給付を目的とする個人年金保険契約に基づいて支払った保険料がある場合。

※旧制度、新制度ともに、必ず、保険料を支払ったことの証明書を添付するか、又は申告時に提示してください。（年末調整の際に控除を受けたものは除く。）

【計算方法】

○旧制度（「一般」「年金」それぞれに適用）

年間の支払保険料等	控除額
15,000円以下	支払保険料等の全額
15,000円超 40,000円以下	支払保険料等×1/2+ 7,500円
40,000円超 70,000円以下	支払保険料等×1/4+17,500円
70,000円超	一律 35,000円

「一般」「年金」あわせて最大7万円の控除

○新制度（「一般」「介護医療」「年金」それぞれに適用）

年間の支払保険料等	控除額
12,000円以下	支払保険料等の全額
12,000円超 32,000円以下	支払保険料等×1/2+ 6,000円
32,000円超 56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円
56,000円超	一律 28,000円

「一般」「介護医療」「年金」あわせて最大7万円の控除

▶注意事項

「新制度」が適用される保険契約と「旧制度」が適用される保険契約の両方について控除を受ける場合は、限度額が2.8万円になります。

「旧制度」が適用される保険契約のみについて控除を受ける場合は、従来どおり限度額は3.5万円です。

地震保険料控除(16)

……居住用家屋・生活用動産を保険の目的とする地震保険料を支払った場合。（配当金や割戻金があるときはその金額を差し引いた金額。この控除を受ける場合は、支払額などの証明書を添付するか、又は申告時に提示してください。）

- 2 -

- 1 支払地震保険料の2分の1相当(上限25,000円)が所得控除として認められます。
 - 2 平成18年末までに契約した長期損害保険料(保険期間が10年以上で満期払戻金のあるもの)には、従前の損害保険料控除を適用する経過措置が設けられます。
- 同一の契約で地震保険料控除と損害保険料控除の両方を受けることはできず、いずれにも該当する場合は、選択によりどちらか一方の契約区分のみ該当するものとして計算します。

①地震保険契約の支払保険料(最高25,000円)

支払保険料の金額	地震保険料控除
50,000円以下	支払った保険料の金額×1/2
50,001円以上	25,000円

②旧長期損害保険契約の支払保険料(最高10,000円)

支払保険料の金額	旧損害保険料控除額
5,000円以下	支払った保険料の金額
5,001円～15,000円	(支払った保険料-5,000円)×1/2+5,000円
15,001円以上	一律に10,000円

※①及び②の合計金額が25,000円を超える場合は25,000円を限度とします。

寡婦控除(17)……以下に記載するひとり親に該当せず、①夫と離婚した後婚姻をしておらず、かつ、扶養親族を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下の人。②夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人は寡婦になります。

ひとり親控除(18)……現に婚姻していない者又は配偶者の生死が明らかでない一定の人のうち、生計を一にする子(総所得金額等が58万円以下に限る)を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下であり、かつ、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない人はひとり親となります。

《控除額 寡婦 **26万円**、ひとり親 **30万円**》

勤労学生控除(19)……あなたが大学、高等学校、盲学校、養護学校などの学生(生徒)で、自己の勤労による所得(給与、営業等、農業、雑及び退職所得)がある場合。ただし、各種所得金額の合計額が85万円を超えるか、又は自己の勤労によらない所得が10万円を超える人は、受けることができません。(この控除を受ける場合は、学生証又は在学・卒業証明書の写しを添付するか、申告時に提示してください。)

《控除額 **26万円**》

障害者控除(20)……あなたや、あなたの配偶者又はその他の親族(配偶者控除が受けられる配偶者、同一生計配偶者又は扶養控除が受けられるその他の親族)が心神喪失の状況にいたり、精神又は身体に障害がある場合。(この控除を受ける場合は、**障害者手帳等を申告時に提示してください。**)

なお、障害者のうち精神又は身体に重度の障害(A判定、1・2級等)がある人は、特別障害者(そのうち、納税義務者又はその配偶者若しくは納税義務者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人は同居特別障害者)に該当します。

《控除額 普通障害者 **26万円**、特別障害者 **30万円**、同居特別障害者 **53万円**》

配偶者控除(21)

《控除額》

あなたの各種所得金額の合計額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者のうち、年間の各種所得金額の合計額が58万円以下の場合。

配偶者の年齢	納税義務者の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
70歳未満(S31.1.2以後生)	33万円	22万円	11万円	配偶者控除 適用外(※)
70歳以上(S31.1.1以前生)	38万円	26万円	13万円	

(※)配偶者控除の適用はありませんが、個人住民税の算定(非課税限度額の算定)等の際に使用するため、「同一生計配偶者」として配偶者の方を申告してください。

配偶者特別控除(22)

《控除額》

あなたの各種所得金額の合計額が1,000万円以下で生計を一にする配偶者(配偶者が事業専従者であるとき、又は、他の親族の扶養親族となっているときを除く。)があり、その配偶者の各種所得金額の合計額が年間58万円を超えて133万円以下であるときは配偶者特別控除を受けることができます。

配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
58万円超～100万円以下	33万円	22万円	11万円	配偶者特別控除 適用外
100万円超～105万円以下	31万円	21万円	11万円	
105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円	
110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円	
115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円	
120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円	
125万円超～130万円以下	6万円	4万円	2万円	
130万円超～133万円以下	3万円	2万円	1万円	

扶養控除(23)……令和7年12月31日(年の中途で死亡された人については死亡した日)現在であなたと生計を一にする扶養親族のうち、年間の各種所得金額の合計額が58万円以下の人がいる場合。

なお、原則として年齢が30歳以上70歳未満の国外居住親族は、対象になりません。

扶 養 控 除

・令和8年1月1日現在の控除対象扶養親族の年齢によって、控除対象扶養親族1人当たりの控除額が次のとおり異なります。

① 16歳～18歳及び23歳～69歳 (S31.1.2 生～H15.1.1 生及び H19.1.2 生～H22.1.1 生)	【一般扶養親族】… 33万円
② 19歳～22歳 (H15.1.2 生～H19.1.1 生)	【特定扶養親族】… 45万円
③ 70歳以上 (S31.1.1 以前生)	【老人扶養親族】… 38万円
④ ③のうち、自己又は自己の配偶者の直系尊属(両親、祖父母)で、自己又は自己の配偶者のいずれかとの同居を常況としている場合	【同居老親族】… 45万円

16歳未満の扶養親族(控除対象外)

・年齢16歳未満(H22.1.2以後生)の扶養親族に対する扶養控除はありませんが、個人住民税の算定(非課税限度額の算定)等の際に使用するため、年齢16歳未満の扶養親族の方を申告してください。

特定親族特別控除 (24)

年齢19歳以上23歳未満の親族等（扶養親族等が事業専従者であるとき、又は、他の親族の扶養親族となっているときを除く。）の合計所得金額が年間58万円を超えて123万円以下であるときは特定親族特別控除を受けることができます。

《控除額》

親族等の合計所得金額	納税義務者の特定親族特別控除額
58万円超～85万円以下	45万円
85万円超～90万円以下	45万円
90万円超～95万円以下	45万円
95万円超～100万円以下	41万円
100万円超～105万円以下	31万円
105万円超～110万円以下	21万円
110万円超～115万円以下	11万円
115万円超～120万円以下	6万円
120万円超～123万円以下	3万円

基礎控除 (25)

あなたの合計所得金額に応じて、基礎控除を受けることができます。

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超～2,450万円以下	29万円
2,450万円超～2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

雑 損 控 除 (27)

……災害や盗難、横領などにより、住宅や家財などに損害を受けた場合。（この控除を受ける場合は、控除に関する明細書を添付してください。）

▶ 次のいずれか多い金額

①（損失の金額－保険等により補てんされた額）－（総所得金額等の合計額×10％）

②（災害関連支出の金額－保険等により補てんされた額）－5万円

医 療 費 控 除 (28)

※通常の医療費控除(①)とセルフメディケーション税制(②)の併用はできません。

①通常の医療費控除……あなたが同一生計の親族のために支払った医療費がある場合

《控除額》（支払った医療費－保険等により補てんされた額）－〔（総所得金額等の合計額×5％）又は10万円のいずれか低い額〕（限度額200万円）

《添付書類》・医療費控除の明細書 ・医療費通知を使用した申告の場合は医療費通知の原本 ・その他証明書等

②セルフメディケーション税制……健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組（特定健康診査、予防接種、健康診断等）を行うあなたが、あなたが同一生計の親族のために支払った特定一般用医薬品等（スイッチOTC医薬品）購入費がある場合

《控 除 額》（支払った特定一般用医薬品等購入費－保険等により補てんされた額）－1万2千円（限度額8万8千円）

《添付書類》・セルフメディケーション税制の明細書 ・適用を受ける年分においてあなたが一定の取組を行ったことを明らかにする書類

※医療費控除を申告される方は、医療費控除明細書を作成のうえ、申告書に添付してください。領収書等はご自宅で保管してください。

(1) 学生 大学生・専門学生・その他	(3) 以下の者に扶養されていた 住所 三木市上の丸町10-30 氏名 三木 さつき	続柄 母
(2) 非課税所得 〔遺族年金・障害年金・失業給付金・傷病手当金〕 〔老齢福祉年金・児童扶養手当・その他〕	(4) その他 貯金・海外居住・その他 ()	